



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん事務所通No.65

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



トビックス 押印廃止

現在、官公署等へ届け出る多くの書類は、法令や慣行等により押印が求められています。この押印に関し、原則としてすべての行政手続について、一定の基準に照らして廃止する手続きが順次進められており、人事労務管理分野における書類についても廃止が予定されています。



1. 労働基準法関係の押印廃止

36 協定届や、1 年単位の変形労働時間制に関する協定届など 30 ほどの様式において署名押印を求めています。法律上、押印署名を求められないこととなります。

2. 社会保険関係での押印廃止

健康保険や厚生年金保険の手続きでは、すでに押印による届出のほか、事業主が署名することで押印を省略できることとなっています。今後は、金融機関に対する届出印を押印する必要がある「保険料口座振替納付(変更)申出書」を除き、全面的に押印が廃止される予定です。

3. 雇用関係助成金の申請書類の署名押印廃止

にわかに信じ難いのが、助成金申請書類の署名押印の廃止です。厚生労働省ホームページには確かに記載がありますが、審査窓口もまだ戸惑っている様子。きりん事務所でも、まだしばらく、押印のご協力をお願いしたいと思います。

(事業主等の押印又は署名)

雇用関係助成金の支給申請書等において、事業主等の押印又は署名を不要としています。
詳しくは、各助成金のページに掲載している支給申請書等をご参照ください。

引用：厚生労働省ホームページ # 事業主の方のための雇用関係助成金

★現在、行政手続きで押印が必要なものは全体で1万5千件程度ありますが、このうち99.4%の手続きを廃止(廃止済・廃止決定を含む)し、認め印は全廃される予定です。押印や署名の廃止で書類の迅速なやり取りが期待されます。今後の情報にも注目していきましょう。

要注意

なりすましメールによるウイルス感染被害(個人情報保護委員会が再び注意喚起)

個人情報保護委員会から、「Emotet(エモテット)」というウイルスに感染し、メールアドレスやメール本文等の情報が漏えいする事案の報告が再び増加してきています」として、再び注意喚起がありました。その内容を抜粋して紹介します。

なりすましメールによるウイルス感染被害 注意喚起のポイント

これまでではメールにEmotetの感染を引き起こすWord形式のファイルが添付されていましたが、新たにパスワード付きZIPファイルを添付し、パスワードはメール本文中に記載されているケースが確認されています。

この手口では、添付ファイルが暗号化されていることから、メール配送経路上でのセキュリティ製品の検知・検疫をすり抜け、受信者の手元に攻撃メールが届いてしまう可能性が高まるため、より注意が必要です。

【パスワード付きZIPファイルからEmotet感染までの流れ】

- ①メールの添付ファイルをPCに保存
 - ②メールに記載されているパスワードを使ってZIPファイルを解凍するとWord文書ファイルが出力される
 - ③Word文書ファイルを開く
- ▶▶▶ 「コンテンツの有効化」ボタンをクリックすると感染!

注意! このパソコン上で、文書ファイルに埋め込まれているマクロ(プログラム)等の実行を許可するという意味のボタン。このボタンをクリックすると、悪意のあるマクロが動作し、ウイルスに感染させられてしまう。

<以上を踏まえた注意事項>

引き続き、なりすましメールに警戒するとともに、次のような点について注意することが必要。

- メールアドレスのドメイン(@以降の部分)が今までと同じか確認する。
- メール本文を確認せずに、添付ファイルを開かない。
- 不審なリンクはクリックしない。
- 信頼できるものと判断できない場合、「コンテンツを有効化」ボタンをクリックしない。

★不審なメールを削除するようにすれば済むことですが、手口が巧妙化していることから、うっかりして開いてしまうこともあります。上記のような手口があることも知っておき、どこかの段階で立ち止まれるようにしておくことが重要です。社員にも注意喚起しておきましょう。

News

リスク管理でプログラム 管理者の能力向上を援助

厚生労働省は、管理者向けの「職場リスクマネジメント力向上プログラム」を公開しました。

セクハラ・パワハラ・情報漏えいなど企業がバナンスの在り方を問われる不祥事が多発する中、企業サイドでは「職場リスクのみえる化」「管理職の危機管理能力向上」等を目指す取組が進められていますが、そうした企業ニーズに応えるのが目的です。

リスクマネジメントの具体的手順としては、まず基本方針を作成した後、社内の業務ごとにリスクを洗い出します。次に、「発生可能性」「影響度」「管理の脆弱性」の3項目により評価し、取組の優先順位を定めます。

それに基づき、実施計画を作成するとともに、定期的に成果目標の達成度合いを管理し、さらなる対策向上に努めます。

詳細については、厚労省のHPから、セミナー動画や関連資料を無料でダウンロードし、利用できます。

<https://management-project.com/seminar/>



資料ダウンロード

- [セミナー資料\(Powerpoint\) 3.1MB](#)
- [ワークシート抜粋\(Powerpoint\) 0.2MB](#)
- [職場診断ツール-part6で使用\(Excel\) 0.1MB](#)

セミナー動画

遺族（補償）年金について

今回は、業務災害または通勤が原因となって労働者が亡くなった場合に、その遺族に対して支給される年金について説明します。

○遺族（補償）給付とは

労災により亡くなった遺族に対して支給される労働保険給付のひとつです。一時金と年金がありますが、今回は年金について。通勤災害の場合は「遺族給付」業務災害の場合は「遺族補償給付」といいます。

○遺族（補償）年金とは

死亡の当時、その者の収入によって生計を維持していた次の遺族がいる場合に、支給されます。

1. 配偶者：妻（要件なし）夫（要件1）→ 該当する配偶者がいない場合は、
2. 子（要件1）→ 該当する配偶者も子もない場合は、
3. 父母（要件1）→ 該当する配偶者も子も父母もない場合は、
4. 孫（要件1）→ 祖父母（要件1）→ 兄弟姉妹（要件1）→それでも該当しない場合は、
5. 夫（要件2） 6. 父母（要件2） 7. 祖父母（要件2） 8. 兄弟姉妹（要件2）

★要件1 = 18歳未満・60歳以上・障害者（5級以上） ★要件2 = 55歳以上 60歳未満

遺族年金の受給権は、受け継がれます。妻が受給権を持ったのちに亡くなると、子があれば子が受給権者になります。「労働者が亡くなってしまって困る人」を漏れなく助ける制度です。

金額については次回お伝えいたします。気になる方は厚生労働省のホームページで！

今月の
実務チェック
ポイント



◆偉人の名言◆ 最も大事なことは、人生を楽しむこと、幸せを感じることに、それが全てです。

「楽しい」は「楽（らく）」と書く・・・感慨深く思うことがあります。「苦しい修行も楽しめば、楽になる」、かどうかは分かりませんが(;^ω^) 人生の目覚めている時間、多くを占めるのは「仕事」でしょう。仕事が苦痛か楽しいかは、人生を大きく左右します。「仕事を楽しむ」仕組みを作る。そこに着眼すればおのずと社員は常に全力で仕事をするでしょう。では、何が人を楽しくさせるか。ひとつには、努力の結果が見えて自分の成長、利益に繋がっていることが分かる事ではないでしょうか。

今月の名言はオードリー・ヘップバーン 1929年～1993年
アメリカン・フィルム・インスティテュートの「最も偉大な女優50選」では第3位にランクインする大女優